

記者発表資料

台風15号に伴う降雨による
国道20号（大垂水区間）の通行止めを片側交互通行にします。
【第3報】

台風15号に伴う降雨による土砂流出により、以下の区間において、通行止めを実施しておりましたが、応急復旧作業を行い安全を確保したので、通行止めを解除し、片側交互通行にします。

《通行止解除》

平成23年9月22日（木） 5時00分

《通行止解除区間》

■ 国道20号 大垂水区間

八王子市南浅川町～相模原市緑区千木良（4.8km）

※片側交互通行区間

八王子市南浅川町の一部区間

通行規制へのご理解とご協力ありがとうございました。

発表記者クラブ

八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

TEL 042-643-2001(代)

地域広報官（副所長） 滝沢 弘志、管理第二課長 竹内 幸正

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



相模湖区間
<通行規制区間>
神奈川県相模原市緑区与瀬～
神奈川県相模原市緑区吉野 (1.5 km)
<基準値>連続雨量 150mm

通行可能



大垂水区間
<通行規制区間>
東京都八王子市南浅川町～
神奈川県相模原市緑区千木良 (4.8 km)
<基準値>連続雨量 150mm

通行止め解除
平成23年9月22日 5時00分
※片側交互通行区間
八王子市南浅川町の一部区間

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、連続雨量(降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。)で定めています。